

「業務仕様書」

2026-2028年度 課題別研修「航空管制システム技術の導入・管理」に係る
研修委託契約(ランプサム契約)参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター(以下、「JICA 東京」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、発途上国の航空交通サービスプロバイダ及び民間航空規制当局職員を対象として、日本の航空管制システムに関する技術を紹介するとともに、自国の管制システム導入のマスタープラン作成能力向上のための研修を行うものです。

本業務遂行にあたっては、一般財団法人航空保安無線システム協会(以下、「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、1994年の設立以来、航空管制業務に関与する者の技術の向上を図ることで航空交通と航空関連産業の発展に寄与することを目的として、航空保安システムに関する技術の研究・開発、調査研究や知識の普及を実施してきました。我が国についてはもとより、国際的な航空保安システムに関する知見を有しており、JICA 事業において開発途上国の技術研修員の受入やプロジェクト発掘調査実施の実績を多数有しています。

また特定者は、2023年度から2025年度までの間、本研修運営業務を受託し、様々な尽力をいただけてきました。具体的には、日本における当該分野での代表的な機関としての知見を活かし、我が国で実施している関連対策と背景、特長等を総合的に学ぶためのプログラム作りを担うとともに、実際に現場で確認するための視察を主催して、研修員の十分な理解と自国の課題対応に向けたプロポーザルづくりを促進してきました。

以上のことから、特定者は、本研修の実施に必要な、航空管制分野及び開発途上国における当該分野の人材育成・研修実施に係る知見・ノウハウの全てをあわせ持つ唯一の機関です。

特定者は以下の「2. 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で同資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

(1) 業務名:2026-2028年度課題別研修「航空管制システム技術の導入・管理」に係る研修委託契約(ランプサム契約)

- (2) 案件概要:別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間(2026年度):2026年9月下旬~2026年10月下旬(予定)
- (4) 契約履行期間(2026年度):2026年7月上旬~2026年12月下旬(予定)
※2027年度、2028年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。
- (5) ランプサム(一括確定額請負型)契約:本件については、研修実施経費積上方式ではなく、研修委託業務の履行期間内の実施及び完了に対して契約金額(確定額)を支払うランプサム契約にて実施します。

2 応募資格

(1) 基本的要件:

- 1) 公示日において、令和07・08・09年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
 - なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。
 - ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図

る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(23年平成東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1)特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2)「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者

- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

- 1) 案件受託上の条件として、2026年度案件を第1回目として受託し、2028年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2026年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2028年度案件まで継続契約を行う予定です(ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を統括するための総括責任者を選任し、機構担当者および関係機関等と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。

3 手続きのスケジュール

| | | |
|------------------|-------|--|
| (1)参加意思確認書の提出 | 提出期間 | 2026年4月10日(金)12:00 まで |
| | 提出場所 | JICA 東京 経済基盤開発・環境課 |
| | 提出書類 | ・参加意思確認書(別紙3) ・応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可) |
| | 提出方法 | メール |
| (2)審査結果の通知 | 通知日 | 2026年4月17日(金) |
| | 通知方法 | メール |
| (3)審査結果についての理由請求 | 請求場所 | JICA 東京 経済基盤開発・環境課 |
| | 請求方法 | メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、(4)に記載のメールアドレスへ締切日必着で送信すること。 |
| | 請求締切日 | 2026年4月24日(金) |
| | 回答予定日 | 2026年5月8日(金) |
| | 回答方法 | メール |
| (4)提出先・メールアドレス | | JICA 東京 経済基盤開発・環境課 (担当:阿部) 電話:03-3485-7641 メールアドレス:tictree@jica.go.jp |

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、添付を含むメールの容量は 30MB 以下としてください(圧縮ファイルが添付されたメールは受信できません)。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別紙3)提出の際に、その旨をお知らせください。同確認書受領の翌営業日を目途に、大容量データ受

け渡しサイト(ギガポッド)の URL、ID 及びパスワードを JICA 東京からメールにて連絡しますので、同サイトに書類データを格納いただき、その旨を必ず JICA 東京担当者にメールにて一報下さい。

- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参ください。
- ・ JICA 東京では、受信内容を確認の上、翌営業日までに受信確認メールを送付します。万一、翌営業日までに受信確認メールが届かない場合は、JICA 東京担当者へお問い合わせください。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続に移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続を中止する場合があります。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨:日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します。
- (11) 共同企業体:共同企業体の結成を認めません。

以上

「研修委託契約 業務概要」

2026-2028年度課題別研修「航空管制システム技術の導入・管理」に係る 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2026年度に係るものである。2027年度、2028年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募資格(2)その他の要件1)を参照。

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名:課題別研修「航空管制システム技術の導入・管理」
- (2) 技術研修期間(予定):2026年9月下旬~2026年10月下旬(予定)
- (3) 研修員(予定)
 - 1) 定員:9名
 - 2) 対象国(各1名):フィリピン、カンボジア、モンゴル、ブータン、ネパール、パプアニューギニア、エジプト、マラウイ、ジブチ
 - 3) 研修対象組織:水道事業体、国/地方政府
 - 4) 対象者:航空交通管制業務従事者(レギュレータ及びプロバイダ)
 - ① 航法システム担当者、監視システム担当者、整備担当者
 - ② 十分な英語力を有している者
 - ③ 健康状態が良好である者
- (4) 研修使用言語:英語
- (5) 研修の背景・目的:

シームレスで安全かつ効率的な航空機の運航のため、各国においてGNSS(Global Navigation Satellite System)や、WAM (Wide Area Multilateration)等の監視技術の導入が求められており、ICAO(国際民間航空機関)でも将来の長期ビジョンGANP (Global Air Navigation Plan)においてこれらの導入を推奨しているが、開発途上国では知識や経験の不足から十分に対応がとれておらず、支援が必要な状況となっている。そのため、開発途上国の航空管制技術者に、これらの概要や我が国で導入した際の手法や運用・維持管理手法を理解いただくとともに、自国におけるこれらの管制システム更新プランの立案を行っていただくことは、今後の航空管制分野における課題解決に寄与するという観点からも意義は大きい。

本研修は、GNSS、WAM等、我が国の高い技術について、広範な知識を習得するために実施するものである。座学及びサービス提供施設における実機を用いた実習により構成される。最終的には各国における管制システム更新のマスタープラン作成に関する知識を得ることを目標とする。

なお、本コースは JICA グローバル・アジェンダ「運輸交通」を構成する案件と

して位置づけられており、開発途上国自らが運輸サービスの持続的かつ安全な提供を通じて、自国の経済成長と人びとの豊かな暮らしの実現を図る取組を支援することが期待される。

(6) 案件目標:

空港の効率的な運用や安全性の向上に重要な CNS(通信、航法、監視)全般に関する航空管制システムの基礎及び運用管理に関わる知識を習得し、最終的に自国の管制システム更新に係るマスタープランを作成する。

(7) 単元目標(アウトプット):

- 1) 航法技術(GBAS,SBAS)や監視技術(WAM,MLAT 等)についての基礎知識、運用・保守や障害時における対処方法について理解する。リモートタワーや FOD(滑走路異物)検知装置等の新技術について理解する。
- 2) 通信技術(データ通信等)についての基礎知識、運用・保守や障害時における対処方法について理解する。
- 3) 自国の現状を踏まえ、上記技術の導入効果と課題を整理する。
- 4) 自国の現状を踏まえた ANS(Air Navigation Services)システム更新プランを作成する。

(8)研修内容

約 3 週間の講義は、座学と実地訓練とで構成される。実地訓練においては、システム構成や実際の運用状況を見学し、運用管理手法を学ぶ。

1) 【事前プログラム】

自国の航空管制システムの現状に関するカントリーレポートの作成

2) 【座学】

①航法技術(GBAS/SBAS)、監視技術(WAM/MLAT 等)について、以下の内容の講義

-各システムについての概論、日本における運用・保守の状況、導入効果、導入プロセス

-各システムの導入プラン策定の演習

②リモートタワーや FOD(Foreign Object Debris)検知装置等の概論、運用についての講義

③通信技術(データ通信等)についての基礎知識、運用・保守や障害時における対処方法についての講義

3) 【実地訓練】

航法技術や監視技術、通信技術について、各システムの運用管理・保守に関する視察

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間(予定)

2026年7月上旬～2026年12月下旬(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の作成指導、評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(準委任契約)。
- (2) 研修員及び同行者(上限 1 名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html
- (5) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務:本業務においては、「2. 委託業務の内容」に記載したすべての業務をランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

以上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 紺屋 健一 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2026-2028年度課題別研修「航空管制システム技術の導入・管理」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 全省庁統一資格(令和 07・08・09 年度全省庁統一資格を有する場合)
登録番号:

2 添付資料(令和 07・08・09 年度全省庁統一資格を有していない場合)

(1)組織概要

※組織概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)。

(2)登記事項証明書(写)

(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 ヶ月以内のもの)

(3)財務諸表(写)(申請日直前 1 年以内に確定した決算書類)(写)

(4)納税証明書(写)(その 3 の 3、発行日から 3 ヶ月以内のもの)

3 その他の要件:

※特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出すること。

以上